

市内で交通死亡事故多発！ 約1カ月の間に死者5人！ (内高校生2人、高齢者3人)

市内では、今年に入って既に7件の交通死亡事故が発生し、7人の方が亡くなっています(前年同比+5人、平成18年の1年間5人)。その内5人の方が、6月30日から8月2日までのわずか1カ月の間に発生した交通事故で亡くなっています。

交通事故は、決して「他人事」ではありません。一瞬の油断で起こる交通事故が、自分だけでなく周囲の方の人生も狂わせてしまいます。あなたが「絶対に事故に遭わない」という保証はどこにもありません。市民の皆さん一人ひとりが交通事故を自分のこととして考えましょう。



市内の交通死亡事故発生状況(平成19年1月～8月)

(8月15日現在)

発生日時	発生場所	事故形態	死者
2月24日(土)午前4時20分	気比	軽トラック【車両単独事故】	22歳 男性(軽トラック)
4月14日(土)午後4時	但東町平田	バイク【車両単独事故】	47歳 男性(バイク)
6月30日(土)午前10時30分	京町	乗用車×自転車	74歳 女性(自転車)
7月18日(水)午後5時30分	日高町篠垣	バイク×軽自動車	16歳 男性(バイク)
7月23日(月)午後11時	城南町	乗用車×歩行者	82歳 女性(歩行者)
8月2日(木)午前8時10分	栄町	乗用車×自転車	16歳 男性(自転車)
8月2日(木)午後4時	日高町山本	軽トラック×乗用車	66歳 男性(軽トラック)

高校生や高齢者の死亡事故が多発!! 交通ルールを守ってください

～歩行者の皆さんへ～

【夜間に外出するときは】

- ・明るい服を着て、反射材を着用しましょう。

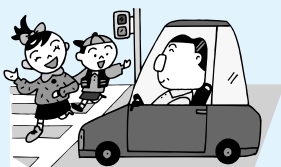
【道路を渡るときは】

- ・十分な安全確認をしましょう。
- ・横断歩道や信号のあるところを渡りましょう。
- ・車が走ってきたら絶対に渡らないようにしましょう。

～自転車に乗る皆さんへ～

【自転車に乗るときは】

- ・交通ルールをしっかり守って、安全な運転を心がけましょう。
- ・暗くなったら必ずライトを点灯しましょう。
- ・交差点では左右の安全をよく確かめてから渡りましょう。



万一事故を 起こしてしまったら

事故の続発を防ぐため、安全な場所に車を移動させ、エンジンを切りましょう。

負傷者がいる場合は、119番に連絡し、救急車が到着するまで、ガーゼや清潔なハンカチで止血するなど可能な応急救護措置を行いましょう。

110番に連絡し、事故の状況を警察に報告しましょう。

《問合せ》防災安全課消防安全係

悪質商法による被害が 増加しています！

悪質商法に注意ください

市のからしの相談室には、近年、訪問販売による悪質商法やインターネットなどによる不当請求に関するさまざまな問合せや相談が消費者の皆さんから寄せられています。

誰もトラブルには巻き込まれたくないものですが、業者はさまざまな手口で、私たちは消費者と連絡や交渉を取ろうとしてきます。

業者から無理やり契約を締結させられたり、冷静に考えたら必要のない契約を締結してしまった場合は、自分で手続きできるクーリング・オフ制度があります。

クーリング・オフ制度って

何ですか？

クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘販売などの特定の取引について、一定期間内なら消費者が一方的に契約を無条件で解除できる制度です。クーリング・オフでき

る取引形態と期間は次のとおりです。

取引形態	期間
訪問販売	8日間
電話勧誘販売	
キャッチセールス等	
エステ・学習塾・パソコン教室等	
結婚相手紹介サービス	20日間
内職商法・モニター商法	
マルチ商法	

クーリング・オフできる取引形態と期間

クーリング・オフは

どうするの？

「契約を解除したい」という意思を書面で通知します。

下記の記入例を参考に通知書を作成し、事業者に郵送します。なお、証拠が残るように、「配達記録郵便」か、「内容証明郵便」で送付します。クレジット払いの場合は、信販

会社にも通知しておきましょう。

クーリング・オフの記入例

〒□□□□□□ □□□□□□
 県 市 町 番 号
 株式会社 代表者 様

契約解除通知書

申込日 平成 年 月 日
 商品名
 契約金額
 販売店名
 株式会社 担当 様
 営業所
 右記日付の契約は解除します。支払済の 円は早急に返金し、商品は引き取ってください。
 平成 年 月 日
 住所
 氏名

くらしの相談室に

相談ください

日々の生活で疑問をお持ちの方や契約などでお困りの方は、くらしの相談室に相談ください。また、市ホームページでも、消費生活トラブル事例や解決方法などを紹介していますので、ご覧ください。《相談・問合せ》生活環境課 くらしの相談室

交通安全・防犯かわら版

このコーナーでは、交通安全と防犯に関する情報をお知らせしています。
 《問合せ》防災安全課消防安全係

自転車泥棒に注意を!! 二重ロックと きちんとした駐輪場所へ

市内で最も多い犯罪は、自転車の窃盗です。用事を済ませて自分の自転車が増えてある所に戻ったあつ、自転車がない...と青くなつた経験はありませんか？
 あなたの大切な自転車を盗まれないために次のことに注意してください。



【自転車窃盗は犯罪です!!】
 自転車窃盗は、その名のとおり自転車を盗む犯罪です。自転車は日常的に使う手軽な乗り物ですが、自転車を盗むことは犯罪行為です。たとえ何日間も放置されている自転車でも、その自転車には所有者がいます。他人が勝手に乗り回すことはできません。
 窃盗罪
 《刑法第235条》他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

【防犯登録をしましょう】
 自転車の防犯登録は、自転車の安全利用の促進および自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律で義務付けられています。



防犯登録をすると、万一被害に遭った場合でも発見されやすくなりますので、自転車購入時には必ず防犯登録をしてください。
 防犯登録料 500円